

告 示

埼玉県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新座都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市整備部（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

四 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月一日まで